

一般社団法人日本鳶工業連合会と全国仮設安全事業協同組合 との包括連携に関する協定書

基本理念その1

両団体は、建設職人基本法の立法趣旨に鑑み、建設工事現場で働く工事従事者の安全と健康を何よりも尊び、処遇改善及び地位の向上並びに人権が尊重される建設職人社会の形成を醸成する。

基本理念その2

同じ危険な高所現場等で働く両団体が共に手を携え大同団結し、発信力を強化して建設職人社会を動かしていく。

連携することにより、広く国民の理解を得つつ、政府及び国会はもとより発注者及び関係事業者に対して共同して行動し、基本理念その1に掲げる建設職人社会実現を目指す。

包括連携事項

- 1 両団体は、建設災害の大半を占める墜落・転落事故が多く発生する危険な現場工事で働く仲間の集合体であるとの共通認識のもと、それぞれの事業をお互いに共有し、共に活用を図る。さらに、今後新たに見込まれる事業を協力して立ち上げる。
- 2 両団体は、同じ志を持つ仲間、会員であるとの認識のもと相互扶助精神に則った事業推進を図る。
- 3 建設職人の安全と健康を守るためには、それに必要な正当な経費（費用）の公平な積算と配分が不可欠であり、このための制度化を実現していく。
- 4 そのため、広く国民の理解を得つつ政府及び国会に対し、両団体をはじめとする建設職人の強い希望を成就させるべく、大同団結して力をあわせて行動する。
- 5 私たちは、本協定をもって、産業界の健全な発展のために活動し、もって国民の暮らしと国家の繁栄に寄与する。

調 印 書

一般社団法人日本鳶工業連合会と全国仮設安全事業協同組合は、別紙のとおり「一般社団法人日本鳶工業連合会と全国仮設安全事業協同組合との包括連携に関する協定書」に合意をしたので、ここに調印する。

2021 年 2 月 22 日

一般社団法人日本鳶工業連合会会長

清水 武



全国仮設安全事業協同組合理事長

小 花 原 邦 子

